

7

千代田区報

No. 1

昭和28年7月15日

千代田区役所

発行

(神田) 151~9

毎月1回

第二回

区議会定例会開く

七月十日午後四時開会
左記議事日程により審議、それぞれ原案どおり可決した。

議事日程

- | | | |
|--------|-------------|-----------------------|
| 日程第一 | 議案第三十三号 | 千代田区監査委員選任の件 |
| " 第二 | 第三十四号 | 千代田区公共溝渠管理条例 |
| " 第三 | 第三十五号 | 寄附受領の件 |
| " 第四 | 第三十六号 | 昭和二十八年千代田区歳入歳出追加更正算 |
| " 第五 | 議員提出議案第二十一号 | 千代田区立練成公園内住宅撤去に関する意見書 |
| 追加日程第一 | 議員提出議案第三号 | 中小企業助成振興の財政措置に関する意見書 |



『三笠の宮 麹町中學ご視察』

6月25日あさ区立麹町中学校に三笠宮さまがお見えになり、社会科学授業を四時間にわたって、視察された。正午からは校長室で、村瀬区長はじめ教育委員、教育長、同校先生、父兄をまじえ教育問題につき親しく懇談された。

追加日程第二

追加日程第三 議員提出議案第四号

◆ 常任委員会 ◆

総務委員会

○六月二十六日午後二時開会
議員控室

議題 総務委員会所管事項について。

○七月九日午後一時開会

議題 昭和二十八年第二回定例区議会提出議案について。

財務委員会

○七月七日午後一時開会

議題 ①財務委員会所管事項報告。②昭和二十八年第二回定例区議会提出議案について。

厚生委員会

○六月二十九日午後二時開会

議題 ①厚生委員会所管事項について。②九州地方風水害対策について。

○七月九日午前十時

議題 昭和二十八年第二回定例区議会提出議案について。

商工委員会

○六月十六日午前十時開会

議題 商工委員会所管事項について。

議事 左記問題について活発な質疑応答があった。

(イ)青色申告制度

(ロ)区内中小企業者に対する金融対策

(ハ)電信電話料値上反対(全員協議会の議決を待つて関係先に要請書を提出した)

○七月六日午後二時開会

千代田区選挙管理委員会委員並びに補充員選挙
神田駅東側地下街設置に関する意見書

左記議題について審議し意見書を関係先に提出することに決定。

議題 ①中小商工業者の金融対策について。
②神田駅前マーケット取扱いについて。

土木委員会

○六月二十六日午前十時開会

土木委員会所管事項について
○七月六日午後一時より

区内左記諸施設視察。

柳原橋共同物揚場、練成公園、法政大学脇区道廃止予定地、尚視察終了後議員控室において左記議題について、委員会を開会意見書を提出することに決定した。

議題 区立練成公園及び東郷公園内住宅撤去に関する意見書。

建築委員会

○七月九日午後三時

議題 建築委員会所管事項について。

文教委員会

○六月八日午後三時

議題 文教委員会今後の運営について

○六月十八日午後一時より

文教委員並に教育委員懇談会開催

○六月二十三、二十四、二十五日午前十時より午後三時まで区内小中学校の施設並に授業状況視察。

○七月二、三日
箱根林間学校施設視察。

○七月四日午前十時
小、中学校長懇談会

○七月九日午後二時
議題 昭和二十八年第二回定

例区議会提出議案について。

運営委員会

○七月四日午後一時議長室にお

いて開会

九州地方風水害対策について
審議の結果義捐金、三万六千
円を拠出することに決定読売

“中小企業助成振興に 財政措置を”

財政措置を

区議会では、中小企業助成振興のために、財政措置に関する意見書を
十日の定例区議会で議決し、次の通り都に提出した。

中小企業助成振興の財 政措置に関する意見書

聞く所によれば廿三区中財政取
入額が財政需用額を超過し、都に
対して納付金を納入する区に於て
はこの納付すべき金額を年度末迄
運用して区内の中小企業者に直接
又は間接に金融の途を講じ、区民
から好評を博しつつあるとの事で
あります。

御承知の通り本区は所謂商業地
区でありまして、右様の施策は他
の何れの区よりも緊要とすること
は言うまでもないと思ふのであり
ます。然るに現行東京都特別区
税条例の下に於ては財政収入額が
財政需要額に充たず、経常事務に
必要なる経費さへも常に欠乏し、
最近に於ても二千万円の一時借入
により辛うじて当面の財政を賄う

新聞社に委嘱した。

○七月十日午前十時議長室にお

いて
議題 昭和二十八年第二回定

例区議会提出議案について。

○六月二十二日午前十時開会
議題 区議会今後の運営につ

いて。

○七月八日午後一時
議題 昭和二十八年第二回定

例区議会提出議案の審議方法
及び報告方について。

都知事並議会におかれましては
右の事情を十分御参酌相成り、又
本区の特性を御察の上本区に於
ても他の区に如く中小企業振興の
為、金融其の他の方途を講じ得る
度希望致します。

第一案 法人住民税を区税収入とせられたること

本区住民の大部分は法人又は法人化したつてありますのでこ
れ等の納入する住民税を区の収入とせらるること

第二案 本区民の納入する都税につきその一定率を区に還付せらるる
こと
昭和二十八年七月六日

千代田区長 村 瀬 清
千代田区議会議員 小林 兵 庫
東京都知事 安井誠一郎殿
東京都議会議員 佐々木恒司殿

“ 區選舉管理委員など 選出、十日區議會で ”

十日午後四時定例区議会で次の各
委員を選出した。

選管委員

○直江甲子三郎（無所属）

明治二七年十月十四日生

○神田和泉町一、会社々長

○戸部種雄（自由党）

明治二二年六月十日生

○飯田町一の八、会社々長

○青木三治（無所属）

明治二〇年十月十日生

○神田神保町二の四、会社々
長

同補充員

○黒川四郎（無所属）

明治二三年四月二九日生

○神田司町一の六、会社々長

○比原松熊（無所属）

明治二八年五月二五日生

○隼町五、会社々長

○藤井得三郎（無所属）

明治十年一月十五日生

○神田豊島町三、会社々長

○監査委員（民間選出）

○市村駒之助

明治二三年五月十五日生

○神田鍛冶町一の三、会社々
長

駿河台圖書館休館

駿河台圖書館は、利用者の少
い夏休期間中を利用して、曝書
（本をかげほしたり、整理す
る）ため七月二十四日から八月
十日までの十八日間休館する。



… 区観光協会では6月9日無料休憩所を靖国神社に奉納した。 …

一人当りの区税負担額

一、五四八円

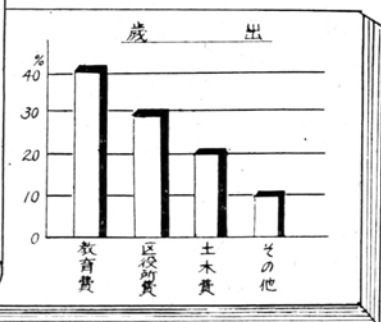
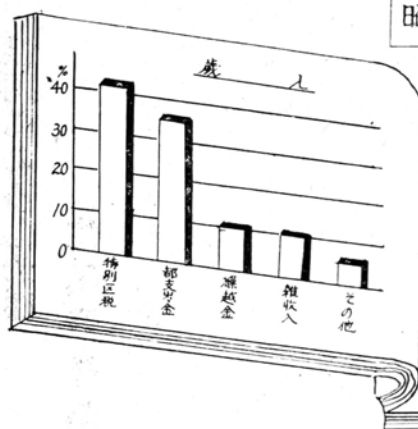
区財政白書発表

今回公表された本区の財政事情を概観すると、歳入面では、区税その他でわずかに増収を計しているが、一方歳出面においては、教育委員会の発足に伴う諸経費、道路の補

修費職員給与のベース改訂による人件費、麹町中学校建設費等需用額が増大し今期財政の運営には最も多難を極めたのである。本区は担税力に於いて都内最高位にあり乍ら、区の収入のみでは必要経費の66%を賄いえるにすぎず、残

昭和27年度予算比較表

(昭和28年3月末日)

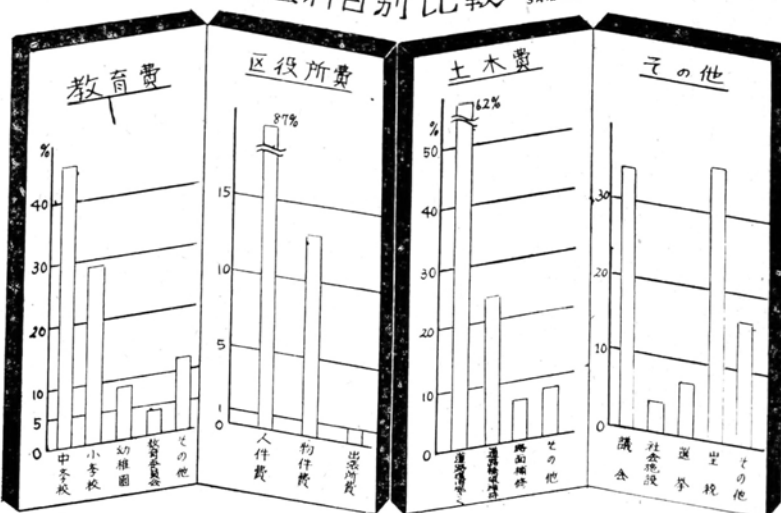


科目	金額
区税	183,465,006
都支分金	148,566,729
繰越金	45,655,463
雑収入	46,161,566
その他	22,748,101
合計	446,596,865

科目	金額
教育費	182,501,918
区役所費	130,004,123
土木費	87,944,271
その他	46,485,038
合計	446,596,865

歳出科目別比較

(昭和28年3月末日)



りの34%は都の財政調整交付金にたより辛じて収支のバランスをとっているものである。都税約九十億を徴収し得る本区が年間四億の需用額を賄い得ないというの

また顔でもある、従て自らの施策面に要望されるものが大きいので、他区と異なる事務事業も附加されて来る、然るに自分の財布で賄うことの出来ぬ財政状態では到底この要求が達せられないわけである。都内随一の富裕区が、財政上の貧弱区にあるという

千代田区徴税実績

(6月末現)

税目	調定額	収入月計額	収入累計額	%
本年度税額	206,156,277.-	14,089,419.-	25,421,269.-	12.3
内訳				
特別区民税	198,863,077.-	11,386,219.-	21,104,169.-	10.6
その他	7,293,200.-	2,703,200.-	4,317,100.-	59.2
滞納繰越分	55,152,447.60	1,370,119.40	2,296,451.-	4.2
内訳				
特別区民税	47,518,143.50	1,280,397.-	2,114,516.-	4.4
その他	7,634,304.10	89,722.40	181,935.-	2.3
合計	261,308,724.60	15,459,538.40	27,717,720.-	10.6

区税条例改正に対する区民の与論は漸く高まりつつあるもの故なしとしないのである。因みに現在の制度では区の収入となるのは定住する区民の負担する住民税が主財源で、一万に垂んとする区内の大小法人は、区に対しては自転車税等雑税の外は負担に任じていないのである。

住民による自治は

住民登録から

住民登録施行一周年によせて

この七月は、住民登録制度が実施になってから丁度一周年に当るので、この制度の概要と、その後の実施状況を簡単に述べてみますと、昨年七月一日全国一斉に調査が行われ、国民全部を住民票という原簿に登録致しました。この住民票は、千代田区では区の出張所に備えられていて、区にはどういふ人がどの番地に住んでいるか一目でわかるようになっていす。つまり区民の住所を中心とした生活状況を常に把握でき、私生活の日常生活に便利をあたえようとするものであります。即ちこの市区町村でも住民のためにいろいろな仕事が行われていますが、その基礎となる住民全部をいつでも間違いなく把握できなければい行政は行われない訳であります。また一方住民としても、入学とか、就職とか、或いは各種の免許証等をもらうとか、その他いろいろな場合には先づ住所を公に証明してもらうことが必要になるわけで、こういった場合に行けば直ちに解結できるようになっていることが望ましいので、住民登録制度は、以上のような公私の当然ともいふべき要望を実現するために新しく設けられた制度であつて、昨年七月にこの制度が設けられてからは、市区町村のあ

らゆる行政は、住民登録を基礎にすることによつて、その仕事の能率が向上するとともに、経費も節約でき、それだけ住民に対するサービスができるようになったのであります。

その一例をあげてみても、以上の通りで、住民登録が如何に私達の日常生活に直結されているかわかります。

昨年七月一日、最初に行われた東京都における住民登録の人口は

男	三、四九二、八三七人
女	三、三九六、八八一一人
計	六、八八九、七一八一人
世帯数	一、五六五、九〇一

千代田区は、

男	五九、九五二人
女	五三、九五一一人
計	一一三、九〇三人
世帯数	一八、三六五

となつています。国、都、区は勿論各会社団体でも、この住民登録に現れた人口、世帯数を基礎にして種々仕事の企画を立てています。以上申述べたように住民登録は各方面に利用されている大切な

制度であつて。いかえれば私達の日常生活に最も関係の深いものでありますから、一人も洩れなくいつでも居住の場所に登録されていなければならぬわけですが、もしまだ最初の登録をされてない方があれば今からでもすぐ登録して下さい。また登録してもその後引

耐火建築費に

坪當り一二、三七五円の補助金

国では昭和二十七年五月に、耐火建築物促進法を制定した。これは建築費に補助金を興え、都市における耐火建築を促進して防火災害防止し公共の福祉に寄与しようとするのが目的である。

補助金が交付されるのは、都において指定した防火建築帯（道路境より巾員十一米）内に建築されたもので、本区では神田方面は都電々車通りの全部、昭和通り、駿河台下電停より国電お茶の水駅西口に至る各路線の全域、麹町方面

越をしたとか、世帯の中に異動があつたときは、その都度（十四日以内）転入届、転出届、或は変更届を出して下さい。これらの用紙は区の出張所に備えてありますから簡単に届出ができることになっています。皆様の一層の御協力をお願いします。

は、都電々車通り九段上―半蔵門―三宅坂間、九段上―市ヶ谷駅間（九段三、四丁目）と丸の内方面の一部を除いた全部である。補助金を受けることができる建築物は耐火構造（鉄筋コンクリート造、鉄骨造）で地上三階以上もしくは十一米以上のものを又は二階建てでも三階以上の部分を増築する予定のもので、補助金は地上階数四以下、地下第一階の部分について交付する。

尚詳細は区建築課にお問合せ下さい。

納税に御協力を

本年度第一期区民税の納期は六月三十日まで、すでに大部分は納税済になつていますが、まだお納めになつていない方は早く納めて下さい。遅れますと延滞金、加算金等が非常に計算もめんどろになり、額も多くくなります。

尚納期以後の税金の取扱いは区役所又は支所の税務課窓口で行つています。

神田驛東側に地下街を設置

交通緩和と地元商業

地区発展のため

都心地神田駅を中心とする周辺は商業地域として繁華を謳われ、大小商社が稠密極比し、一方、交通機関による人の集散は実に一日十萬を越えている。地元区民においてこれが交通の緩和策と、常盤線東京駅乗入れのため路線延長による国鉄敷地内マーケット立置き問題もからんでいるのでここに地下道を建設しようとする気運が高まつた訳で、地下構内に商店街を設け、これによつて、本区商業地区として発展をも企図したもので、区議会では十日の本会議において、本区の発展上これが達成に協力することを全員一致決議したので国鉄関係官庁に請願することになった。

都営住宅優先的にあつせん

区立練成公園内住宅

撤去に都意見書を

区では、終戦後の応急臨機処置により建てた区立練成、東郷公園内にのこっている仮小屋住宅を撤去し、小公園本来の目的に沿わせるため十日の区議会本会議で居住者に対する都営住宅を優先的にあつせんし、住宅を撤去するよう意見書を議決したので都議会、都知事に請願する。

人の動き

麹町、神田の両税務署長異動
新任 麹町税務署長 山口忠勝
神田 江松章人

区追加予算

一九、五〇四、五五四円

本年度第一期区民税の納期は六月三十日まで、すでに大部分は納税済になつていますが、まだお納めになつていない方は早く納めて下さい。遅れますと延滞金、加算金等が非常に計算もめんどろになり、額も多くくなります。

子供のための

「母の集い」

7月3日午後一時より区公会堂で国連協会千代田支部主催の国連母の集いを催し、話しの泉の渡辺紳一郎氏や田村淑子氏の講演、同心座の絵唄、人形劇などがあつた。(写真は区長の挨拶)



「夏休みの生活を相談」

「ヨイ子の校外生活児童協議会」

区内二十の小、中学校から二人ずつ選ばれた豆議員達議長、速記も自分達で選んだよい子ばかり、夏休みの生活を僕達の手で明るく

楽しくしようと、大人顔負けの大論戦の展開に傍聴席の都、区議員、婦人団体代表、PTAなど(約三十人)も思わず苦笑をもらしてい

「海に山に」

千代田区の夏季施設開く!!

本区の夏季施設は7月21日を皮切りに下記により一斉に開設する。

施設名称	実施期間	収容人員	参加費用
鎌倉臨海学園	7月13日～7月24日	二〇〇名	三八〇円
緑陰学校	7月24日～8月23日	一三〇〇名	三五〇円
箱根林間学校	7月13日～8月13日	二二〇名	一、〇〇〇円
軽井沢高原学校	7月19日～8月19日	六〇名	二、二〇〇円
保田臨海学園	7月13日～8月13日	一〇〇名	七五〇円
観音崎Y.M.C.A. キャンプ場	8月15日～8月15日	五〇名	四〇〇円
千鳥ヶ淵ボート場	7月18日～8月18日	二〇〇名	無料
武蔵野教室	7月31日～8月31日	五〇名	
多摩川教室	7月31日～8月31日	五〇名	

この外各学校のプールは7月10日～8月30日(50日間)開設する。

た。この日の議題は、「私達の校外生活をどうしたら楽しくできるか」で「まず議長が発言すれば「だいたいな勉強は近所の友達が朝早くさそいあつて家を順々に回って勉強するとか、休み中の学校の教室を借りるか、お宮や公園を利用した

ら」と、それぞれ発言があり、結局勉強はすずしい朝のうちにすませようというのが一致した意見。遊びについては、夜あそびをやめること、又チャンバラごっこやベイゴマ、メンコ等悪い遊びは委員が見回つてやめさせるなど、自治的意見や、公園は大人に野球や

バレーボールで占領されるので、私達の遊び場をもつと作つてほしいとか、パチンコ屋のうるさいジャラジャラで勉強が出来ないなど都会の子供らしい意見も出て中々の盛況であつた。
なお教育委員では子供議会として今後毎学期開催することになった。

☆ 今月の区民映画会 ☆

九日(木) 午後七時より 小川小学校
十一日(土) 今川中学校
十二日(日) 佐久間小学校
二十四日(金) 錦華小学校
二十五日(土) 千桜小学校
二十六日(日) 練成中学校
以上の予定で内容は、マンガ、ニュース、劇映画等(入場は無料)

動植物採集指導会

区教育研究会では、夏休みの期間を利用して区内小、中学校生徒による動植物採集会を開催、場所には花小金井農園、七生農園の二ヶ所、参加申込方法は各学校単位で生徒の外、引率者一人となつてゐる。申込希望者は麹町中学植村先生まで。



七月の行事

日	行 事	日	行 事
1	区営千鳥ヶ淵ボート場夜間ボート開設	13	区商工振興対策協議会(仮称)第二回準備打合せ
3	千代田区観光協会総会	15	佐久間幼稚園六月誕生会
6	小川小学校創立五十三周年記念式	18	法律相談
8	小川町美観商店街の実践強化都教育庁区立小中学校訪問	19	区臨時青少年委員会
9	国連「母の集い」	20	区硬式卓球選手権大会
10	児童図書懇話会	22	区(麹町地区)青年団体連絡協議会
11	区婦人団体協議会設立準備委員会	23	区婦人団体協議会発会式
13	赤痢予防映画会	24	区観光土産品推奨選定
17	区更生保護観察事業助成協合理事会	25	納涼映画会
18	区児童校外生活協議会	26	区立駿河台図書館一時休館
20	区保護司研修会	29	夏休み巡回緑蔭子ども会
21	区第一期学芸講座終る	26	千代田区民白ギス大会
22	区立小中学校夏季施設開設		
23	区立小中学校プール開き		
24	納涼おどりの夕祭		
25	靖国神社たま祭		
26			
27			
28			
29			
30			
31			

◆よい子の夏休に 明るい健全な娯楽を◆

区教委では巡回緑蔭子ども会を各地において午後六時より催し、紙芝居、童話、童謡、腹話術、映画などを夏休のおくりものにします。

○実施場所

○七月二十七日麹町遊園 三十日同愛児童遊園 八月三日神田公園 六日今川小学校 十三日芳林公園 十七日大神宮前広場 二十日佐久間公園

◆無料法律相談◆

毎月第三水曜日午前十時から午後四時まで
場所 区役所並麹町支所
お気軽に御利用下さい。

※七月のお米の配給は※

今月お米の配給予定は左記の通り
家庭用

第一回	内地米四日分
第二回	七月一日～七月十日
第三回	外地球米三日分
第四回	七月十一日～七月三十一日
第五回	内地米四日分
第六回	七月三十一日～七月三十一日
第七回	内地米四日分
第八回	七月三十一日～七月三十一日
第九回	内地米四日分
第十回	七月三十一日～七月三十一日
第十一回	内地米四日分
第十二回	七月三十一日～七月三十一日
第十三回	内地米四日分
第十四回	七月三十一日～七月三十一日
第十五回	内地米四日分
第十六回	七月三十一日～七月三十一日
第十七回	内地米四日分
第十八回	七月三十一日～七月三十一日
第十九回	内地米四日分
第二十回	七月三十一日～七月三十一日
第二十一回	内地米四日分
第二十二回	七月三十一日～七月三十一日
第二十三回	内地米四日分
第二十四回	七月三十一日～七月三十一日
第二十五回	内地米四日分
第二十六回	七月三十一日～七月三十一日
第二十七回	内地米四日分
第二十八回	七月三十一日～七月三十一日
第二十九回	内地米四日分
第三十回	七月三十一日～七月三十一日
第三十一回	内地米四日分
第三十二回	七月三十一日～七月三十一日
第三十三回	内地米四日分
第三十四回	七月三十一日～七月三十一日
第三十五回	内地米四日分
第三十六回	七月三十一日～七月三十一日
第三十七回	内地米四日分
第三十八回	七月三十一日～七月三十一日
第三十九回	内地米四日分
第四十回	七月三十一日～七月三十一日
第四十一回	内地米四日分
第四十二回	七月三十一日～七月三十一日
第四十三回	内地米四日分
第四十四回	七月三十一日～七月三十一日
第四十五回	内地米四日分
第四十六回	七月三十一日～七月三十一日
第四十七回	内地米四日分
第四十八回	七月三十一日～七月三十一日
第四十九回	内地米四日分
第五十回	七月三十一日～七月三十一日
第五十一回	内地米四日分
第五十二回	七月三十一日～七月三十一日
第五十三回	内地米四日分
第五十四回	七月三十一日～七月三十一日
第五十五回	内地米四日分
第五十六回	七月三十一日～七月三十一日
第五十七回	内地米四日分
第五十八回	七月三十一日～七月三十一日
第五十九回	内地米四日分
第六十回	七月三十一日～七月三十一日
第六十一回	内地米四日分
第六十二回	七月三十一日～七月三十一日
第六十三回	内地米四日分
第六十四回	七月三十一日～七月三十一日
第六十五回	内地米四日分
第六十六回	七月三十一日～七月三十一日
第六十七回	内地米四日分
第六十八回	七月三十一日～七月三十一日
第六十九回	内地米四日分
第七十回	七月三十一日～七月三十一日
第七十一回	内地米四日分
第七十二回	七月三十一日～七月三十一日
第七十三回	内地米四日分
第七十四回	七月三十一日～七月三十一日
第七十五回	内地米四日分
第七十六回	七月三十一日～七月三十一日
第七十七回	内地米四日分
第七十八回	七月三十一日～七月三十一日
第七十九回	内地米四日分
第八十回	七月三十一日～七月三十一日
第八十一回	内地米四日分
第八十二回	七月三十一日～七月三十一日
第八十三回	内地米四日分
第八十四回	七月三十一日～七月三十一日
第八十五回	内地米四日分
第八十六回	七月三十一日～七月三十一日
第八十七回	内地米四日分
第八十八回	七月三十一日～七月三十一日
第八十九回	内地米四日分
第九十回	七月三十一日～七月三十一日
第九十一回	内地米四日分
第九十二回	七月三十一日～七月三十一日
第九十三回	内地米四日分
第九十四回	七月三十一日～七月三十一日
第九十五回	内地米四日分
第九十六回	七月三十一日～七月三十一日
第九十七回	内地米四日分
第九十八回	七月三十一日～七月三十一日
第九十九回	内地米四日分
第一百回	七月三十一日～七月三十一日

夕涼みに夜間ボートを
区営千鳥ヶ淵ボート場は七月一日～九月三十日の毎日九時～夜間ボートを開設しています。
区民絶好の納涼場所千鳥ヶ淵ボート場を御利用下さい。
大型(四人乗) 一時間六〇円
小型(二人乗) 一時間三〇円



西日本水害に救援の手を

本区及び区日赤奉仕団では、いち早く、救援のため見舞金品を募集、日赤東京都支部をとおして現地に発送を委託した。尚都内二十三区で引続き七月三十一日まで見舞金を募集しており、皆様のあたたかい手をお待ちしています。取扱いは民生課で行つて居ります。
(写真は募集金品の一部を発送するところ)

麹町地区の 青少年連絡協議会

区教委では麹町地区青少年団体に呼かけ近づく児童の夏休期間中の余暇指導方法や町内のレクリエーションの催しの打合等を兼ねて七月二十日午後六時半より支所日本間で合した。
出席団体は
麹町一、二、三、青年会△麹町四
五丁目青年会△一番町青年会△三
番町青年クラブ△九段下青年文化
会△九段二丁目みどり会△九段三

千代田区人口(6月末現)

世帯人口数	区 別	世帯数	人			一世帯 当り人員
			総 数	男	女	
	千代田区	27,085	120,505人	65,556人	54,949人	4.45人
	(麹 町)	9,818	40,980	21,747	19,233	4.12
	(神 田)	17,267	79,525	43,809	35,716	4.60
	千代田区前月数	27,122	120,357	65,422	54,935	4.44
	増 減 比	△ 37	153	134	14	

丁目東会△九段四丁目若睦会△富士見町青年会△飯田町青年文化会△飯田町青年クラブ△飯田町仲好会△和富会△朋友会△三番町子供会△清水谷少年文化会△ミッパ倶楽部△東京第五隊並に第五六隊ボーイスカウト△千代田少年少女会△飯田町青年文化会子供会。以上